

お知らせ

- ・ 保険改定により令和6年4月より
糖尿病・高血圧症・脂質異常症を有する患者様につきましては
生活習慣病管理料を算定いたします。
基本的には4ヶ月に1度度の作成となります。（別途文書代不要）

- ・ 患者様の状態により
①28日以上長期投与 ②リフィル処方
が可能な場合もございます。診察時に医師へご確認ください。
生活習慣に関する総合的な治療管理を行うため、ご理解・ご協力の程
お願いいたします。

まつむらファミリークリニック